

学外研究制度成果報告書

2014年 1月 27日

立命館大学長 殿

所属： 国際関係学部/研究科 職名： 教授 氏名： 君島 東彦 印

このたび学外研究を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

研究課題	グローバルな立憲主義の理論と実践			
研究期間	2012年9月26日 ～ 2013年9月6日 (12ヵ月間)			
滞在先国名 (複数ある場合は 全て記入してく ださい)	アメリカ合衆国		<input type="checkbox"/> 国外のみ <input type="checkbox"/> 国内のみ <input type="checkbox"/> 国内__ヵ月、国外__ヵ月	
研究日程 概要	期 間	滞 在 都 市 名	研 究 機 関 名	
	①	2012年9月 ～ 2013年9月	ワシントンDC	American University
	②	年 月 ～ 年 月		
	③	年 月 ～ 年 月		
	④	年 月 ～ 年 月		
	⑤	年 月 ～ 年 月		
⑥	年 月 ～ 年 月			
1. 実施概要：研究方法や、上記研究日程に即して実施した概要を記述してください。				
<p>「グローバルな立憲主義の理論と実践」というわたしの研究課題は、「平和憲法の過去・現在・未来に関する研究」と言い換えることができるかもしれない。少し説明すると、憲法の平和条項（戦争を規制する憲法条項）は、アメリカ革命およびフランス革命によって生まれた人類史上最初の成文憲法にすでに含まれていて、世界のほとんどの憲法はなんらかの平和条項を持っている。その歴史と論理を包括的に整理することがわたしの今回の研究課題の1つであった。また、これまでわたしが一貫して取り組んできた日本国憲法9条——憲法平和条項の一例——に関する研究も継続した。さらに、今回、アメリカ合衆国憲法の平和条項（戦争規制条項）である1条8節に関する研究も行なった。そして、グローバル化した現在の地球社会における憲法のあり方、各国憲法に加えていわば地球社会の憲法といえるようなものの出現とそのゆくえ——グローバルな立憲主義——に関する研究もわたしの研究課題であり続けている。</p> <p>これらの課題について、2012年9月から2013年9月まで、American University, School of International Service (SIS), International Peace and Conflict Resolution Program (IPCR) を拠点として取り組んだ。IPCRの教員たち、さらにSISの他の教員たちと、わたしの研究関心について意見を交換した。日常的な研究交流に加えて、多くのフォーマルな研究交流の場があった。2012年10月10日、Six Faces of Article 9: Elucidating the Complexities of Japan's Postwar Constitution というタイトルで American University で報告した。11月20日から12月3日まで一時帰国して参加した International Peace Research Association においても、日本国憲法9条に関する研究報告をした。12月末には、日本国憲法の制定過程に関する調査のため、Virginia州 Norfolk にある MacArthur Memorial の Archives を訪れ、日本国憲法起草に関する MacArthur の文書を調べた。2013年1月27日28日は、ワシントンDCのシンクタンク、Woodrow Wilson International Center for Scholars が主催する China-Japan Dialogue にパネリストとして参加して、平和研究の立場からアジア太平洋の安全保障について発言した。2月16日には、アメリカ大統領の軍隊派遣は違憲であるとして、アメリカ合衆国憲法1条8節（War Powers Clause）にもとづいて憲法訴訟を行なってきた弁護士、Peter Weiss にニューヨークでインタビューした。また、New York Public Library で、1960年代からいち早く日本国憲法9条の人類史的意義を訴えていたオランダ人の平和運動家 Martin Knottenbelt の文書（手紙）を調査した。</p>				

2013年4月3日には、オランダのLeiden University, Faculty of Humanities, Institute for Area Studies, Asian Modernities and Traditions Research Projectにおけるセミナーで、“Mr. Abe and Japan’s Constitution: Elucidating the Complexities of Japan’s Constitutional Debates”という報告をした。翌日4月4日には、ポーランドのThe University of Szczecin, Faculty of Law and Administrationにおいて、“The Law, Constitutions, and Peace: A Preliminary Inquiry into Their Relations”という報告をした。これらの報告において、オランダとポーランドの研究者と憲法と平和の関係について議論した。

4月18日には、American University, School of International Service, International Peace and Conflict Resolution Program が主催したシンポジウム Graduate Education in Peace and Conflict Resolution: Accomplishments and Challenges に参加した。

6月1日には、Berkeley, California で開催された Moana Nui Conference で、“Japan’s ‘Peace Constitution’ at Crossroads”という報告をして、会議参加者と活発な意見交換をした。また、このとき、Berkeley 在住の弁護士、Ann Fagan Ginger にインタビューをして、米国における憲法と平和の問題についてさまざまな示唆を得た。

6月23日24日には、シカゴで、平和NGOを主宰している Ken Butigan と Kathy Kelly にインタビューをして、米国における憲法と平和の問題について情報を収集した。

8月1-2日は、ワシントンDCのGeorgetown University で開催された平和NGO、War Resisters League の設立90周年記念会議に参加して、米国における平和の課題について意見交換と情報収集をした。

学外研究の全期間を通じて、American University の Dialogue Development Group と協力して、日本人留学生と中国人留学生との対話、日本人留学生と韓国人留学生との対話を実現すべく努力した。2013年春semesterにはChina-Japan Dialogue が、2014年春semesterにはKorea-Japan Dialogue が実現した。これらの dialogue は「グローバルな立憲主義の理論と実践」というわたしの研究課題にかかわるものである。

2. 研究成果の概要：研究成果について、概要を記入してください。

1 今回の学外研究においてもっとも研究成果が挙げたのは、「グローバルな立憲主義の理論と実践」という研究課題のうち、日本国憲法の平和主義に関する研究である。このテーマについて、米国およびヨーロッパの聴衆に対して何度も報告をして、米国およびヨーロッパの研究者からのフィードバックを得た。この成果はいま準備中の本および論文に反映される。このテーマについて研究成果の概要を述べると次のようにいえるであろう。

日本国憲法の平和条項は戦後世界秩序の中に位置づけて初めてその意味を理解することができる。第一に、日本国憲法9条は連合国による枢軸国の武装解除である。侵略的な武力行使をした日本軍を全面的に否定するということであり、懲罰的意味が含まれている。米国は日本をパックス・アメリカーナに組み込むにあたって、天皇制をミリタリズムから切り離して組み込んだのである。しかし冷戦ゆえに、枢軸国の武装解除は放棄され、直ちにソ連に対抗する再軍備が進行する。また、大日本帝国の支配層も復権する。日本の民衆は、冷戦文脈の下で試みられた憲法改正に反対するというかたちで、9条を自分たちのものとして内面化していった。しかし、憲法9条は沖縄の米軍基地を前提として、それとセットのものとして成立したという面がある。米国とヤマトの軍事植民地としての沖縄の苦しみはいまも続いている。グローバルに展開する米軍基地を縮小し、撤退させていく課題もグローバルな立憲主義の課題の1つである。9条は日本の安全保障の規定というよりもむしろ、日本のミリタリズムの被害者であったアジアの民衆の安全保障の規定である。しかし同時に、9条があるゆえに、大日本帝国の植民地支配および侵略戦争の責任を自覚することが弱く、それらの責任を履行することも不十分であった。これらの責任の履行は依然として我々の課題である。最後に、日本国憲法前文に示されている「積極的平和主義」の担い手は、自衛隊というよりも、日本の多様な文民と NGO であるというのが私の見解である。ますます活発な活動を展開しているグローバルな市民社会、NGO は、しばしば日本国憲法の平和条項に言及している。日本国憲法の平和条項は、いま生成しつつあるグローバルな立憲主義の1つの要素として位置づけることができるし、またそのように見るべきである。以上が、わたしの研究の1つの結論である。

2 もうひとつの成果は、米国の平和研究者との意見交換の中から、米国における憲法と平和に関する見通しを得ることができたことである。これは、2014年度の比較法学会の報告において反映される予定である。

3 「グローバルな立憲主義の理論と実践」という研究課題の中には、東アジアにおける平和秩序創出というテーマも含まれる。このテーマに関しては、2013年1月に Woodrow Wilson International Center for Scholars の主催で行なわれた China-Japan Dialogue およびそれに基づく出版物、また American University のキャンパスで行なわれた China-Japan Student Dialogue と Korea-Japan Student Dialogue も成果といえる。

4 学外研究中に、アジア太平洋の平和研究の最新成果をまとめた出版物、*New Paradigms of Peace Research: The Asia-Pacific Context* を、インドの平和研究者、Vidya Jain との共編で出版した。

氏名

君島 東彦